

石綿を取り扱う作業等に従事していた方は 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。次にリストアップされている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性があります。最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください。（受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください）。

- ① 石綿鉱山またはその付属施設において行う石綿を含有する鉱山または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰めまたは運搬作業
- ③ 次の石綿製品の製造工程における作業
 - ・ 石綿糸、石綿布の石綿紡績製品
 - ・ 石綿セメントまたはこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）または電解隔膜、タイヤ、プラスチック等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もし

くは保温のための被覆またはその補修作業

- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その付属施設等の補修または解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石）等の取扱い
- ⑩ 前記の①～⑨の石綿または石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

次の機関にご相談ください

- 健康管理手帳、健康診断、労災補償について↓都道府県労働局・労働基準監督署
- ・ 山口労働局
- ☎ 083（995）0360
- 石綿による健康への影響や治療方法について↓（独）労働者健康福祉機構の産業保健推進センターまたは労災病院
- ・ 山口労災病院
- ☎ 0836（83）2881

10月1日から塩宇・三ツ松地区で、下水道が使用できるようになります。

役場下水道課および橋総合支所において、供用開始区域の縦覧を9月16日から9月30日まで行います。下水道が使用できる地域の皆様におかれましては、すみやかな接続（排水設備工事）をお願いします。

問い合わせ／下水道課 ☎ 78・2201

「安下庄地区公共下水道の供用開始区域の拡大について」

